シリーズ:改憲なき「壊憲」報告

と、日本の改憲の動きを話されました。すなわち、

ただきました。
を会のとうに進んでいるのかを話していて実質改憲がどのように進んでいるのかを話している、湯浅一郎さんに自衛隊の実態と、米軍との関係も、湯浅一郎さんに自衛隊の実態と、米軍との関係を、湯浅一郎さんに自衛隊の実態と、米軍との関係を発行されている中、昨年をは、場所の権下で立法改憲、解釈改憲、明文改憲と形をとのできました。

た。以下、お二人のお話のダイジェストです。この法案の問題点を改めて講演していただきまし止め訴訟弁護団事務局長でもあった、川口弁護士に障基本法の問題を訴えている、自衛隊イラク訴訟差に12月には第2回目を、この間精力的に国家安全保

第1回 湯浅一郎さん

ここまで来ている自衛隊+米軍

憲草案をもとに、天皇を元首にして主権在民を覆そ||今進んでいる自民党の改憲の動きは、自民党の改

する世界戦略の変化する世界戦略の変化があるとおろうとしている。特別標にしている。特別で「自国の国益を下で「自国の国益を下で「自国の国益を下で「自国の国益をでる」という基本姿を維持しつつ進行をはいることを



政治的アプローチが十分可能だ。 きくとらえて北東アジアをどうしていくのかという 低くしていくということも目指している。ここを大 チ」という言葉を使い外交を進め、軍事的な役割を 留」を維持している。一方で、「全政治的アプロー ながら、日本や韓国はお金を出してくれるので「駐 はなく、ローテーションをすることで軍事的なプレ また、大規模な軍事基地を維持し「駐留」するので の抗堪性(※1)、有効性の向上」を図っている。 の開発、ミサイル防衛の改良、宇宙の重要軍事施設 能力的には、「潜水作戦能力、新型ステルス爆撃機 から「一正面作戦+抑止」能力へと変化している。 域とし、戦力を集中させるとしつつも、「二正面作戦 識し、アジア太平洋地域と中東を戦略的な重要な地 負担増ということになる。また、台頭する中国を意 そのことは、軍事同盟を結んでいる韓国や日本への 独行動主義」から「国際協調主義」に変化している。 も例外なく削減を余儀なくされている。そのため「単 アメリカは、ブッシュ政権下で、アフガニスタン・ ゼンスを維持することを目指している。しかし残念 ーマンショックにより、財政悪化が進行し、軍事費 イラクと二つの戦争を闘い、巨額の軍事支出と、リ

る。それに対応する形で、安倍政権は国家安全保障「日米防衛協力の指針」の改定を来年中に行うとあな責任の共有に向けて」が共同発表され、その中に昨年、2+2が開かれ「より力強い同盟とより大きこのようなアメリカの基本的な世界戦略の中で、

権の方向性だ。合的に一気に体制を作っていくというのが、今の政防衛計画の大綱、秘密保護法などそういうものを総防衛計画の大綱、秘密保護法などそういうものを総会議の設置や国家安全保障戦略の策定などいろいろ

日米の軍事一体化の深化。海上自衛隊の動きから

1978年に旧ガイドラインが決まり、1980年には海上自衛隊がリムパック(環太平洋合同演習)年には海上自衛隊がリムパック(環太平洋合同演習)に初めて参加した。これは、集団的自衛権の行使そのものだが、横須賀の小さな市民運動が問題にしたでけでほとんど問題にされることはなかった。演習の積み重ねにより、91年のペルシャ湾への掃海艇の派遣やカンボジアPKOなどで自衛隊が海外に出の派遣やカンボジアPKOなどで自衛隊が海外に出たできる補給艦を持つようになった。(空は小牧基地ができる補給艦を持つようになった。安は小牧基地ができる補給艦を持つようになった。また、艦船の大型化や装備(機能)の強化が進み、洋上補給船の大型化や装備(機能)の強化が進み、洋上補給船の大型化や装備(機能)の強化が進み、洋上補給船の大型化や装備(機能)の強化が進み、洋上補給の派遣やカンボジアとの強化が進み、洋上補給ができる補給艦を持つようになった。東習の大型化や装備(機能)の強化が進み、洋上補給の派遣や力が」にオスプレイが着艦訓練をした。

必要がある。具体的な9条を活かした活動も必要だ。中でも「外交力」と言っているのでそこに注目するましていう自覚を持つ必要がある。米の外交戦略のあるという自覚を持つ必要がある。米の外交戦略のあるという自覚を持つ必要がある。米の外交戦略のあるという自覚を持つ必要がある。とのせめぎ合いが続いてきた中で今がある。具体的な9条を活かした活動も必要だ。自衛隊は30年間多国間の軍事演習を蓄積してき

創弁護士

-改めて国家安全保障法を問う―

集団的行使を可能にする国家安全保障法

代もパッケージとしてあり、国家安全保障基本法は を考える必要がある。 には相手の戦略を知り、何をしなければならないか 運動が起きた。私たちも負けてはいない。そのため 密保護法は通ったが、愛知でも東京でも大きな反対 の正念場だ。しかし、悲観的になることはない。秘 場であり、来年が憲法を守れるかどうか戦後の最大 本法ができれば、明文改憲は必要ない。ここが正念 という運動ではどうしようもない。国家安全保障基 真打としてある。 (対抗するには) 9条の条文を守る に進んでいる。秘密保護法も、内閣法制局長官の交 (自民党安倍政権は) 憲法をなきものとする方向

自民党の憲法草案は立憲主義も天賦人権論も否定し



と、憲法9条だけで 障基本法」ができる ている。「国家安全保 危機であるといえる。 きてしまう。憲法の 他のことも何でもで 変えるということで、 なく、法律が憲法を 危機というより、社 「憲法破壊基本法」 私たち人間性の

> だ。 てまでも集団的自衛権行使容認をしたいということ は他の法律を犠牲にしてでも、国民生活を犠牲にし 護神ということではないが、行政の中で憲法をきち うところからある。近代国家の要だ。平和憲法の守 また「平和憲法破壊法」ともいえる。 っと機能させるのが法制局としての役割。安倍政権 (内閣法制局は) 日本が法治国家になっていくとい

いといけないと思う。 カレートしている。まさに、安倍政権打倒をやらな 日比谷の集会では安倍政権打倒というようにエス

条文の批判

第3条3項

な措置を講ずる。」 秘密が適切に保護されるよう、法律上・制度上必要 「国は、我が国の平和と安全を確保する上で必要な

まれている。 国家安全保障基本法の中に特定秘密保護法は組み込

第4条 (国民の責務)

社会の実現に努めるものとする。」 全保障の確保に寄与し、もって平和で安定した国際 国防の義務が課せられている。 国防政策に反するよ 「国民は、国の安全保障施策に協力し、我が国の安

第5条 (法制上の措置等)

私たちの活動が制限される。

うなことをすると、逮捕されたり妨害されたりし、

めに必要な法制上及び財政上の措置を講じなければ 「政府は、本法に定める施策を総合的に実施するた

ならない。」

政の措置で軍拡が進んでいく。 際平和協力法とか違憲の法律が出てくる。また、財 国家安全保障会議設置法とか、集団的事態法とか国

言している。中国と張り合って軍拡をしていくとい 12月に出される新しい防衛計画大綱の中に自衛隊 北東アジアの緊張を高めていくことになる。 の人員・装備を継続的に大幅に拡充すると軍拡を明 うこと。世界では軍縮の方向に向かっているときに

第 8 条 (自衛隊)

害その他の脅威に対し我が国を防衛するため、 「外部からの軍事的手段による直接または間接の侵

上・海上・航空自衛隊を保有する。」

出すということ。 れておくことで、イラク戦争やアフガニスタン戦争 無制限に自衛隊が活動できるようになる。これを入 では直接日本が侵害されたわけではないが、軍隊を

8条3項

序維持のために自衛隊を出すということ。国内でも 公共の秩序というのは治安出動のこと。国会周辺の デモなどは公共の秩序に反しているということで秩 応じ公共の秩序の維持に当たるとともに(後略)」 「活用」していくということだ。 「自衛隊は、第一項に規定するもののほか、必要に

第10条

の事項を遵守しなければならない。 (前略) 我が国が自衛権を行使する場合には、

一我が国、あるいは我が国と密接な関係にある他国

ること。 に対する、外部からの武力攻撃が発生した事態であ

を、石破は言っている。 ここで集団的自衛権の行使を認めている。石破は ここで集団的自衛権の行使を認めている。石破は を、石破は言っている。。 ここで集団的自衛権の行使を認めている。 ここで集団的自衛権の行使を認めている。 ここで集団的自衛権の行使を認めている。 石破は言っている。

第11条

ければならない。」
措置等に参加する場合には、以下の事項に留意しな安全保障理事会で決議された等の、各種の安全保障

「又は」「等」をつけることで、安保理決議が取れ「又は」「等」をつけることで、安保理決議が取れ「又は」「等」をつけることで、安保理決議が取れ「又は」「等」をつけることで、安保理決議が取れ「又は」「等」をつけることで、安保理決議が取れ

12条は、

「国は、我が国及び国際社会の平和と安全を確保す

育成に配慮する。 」るとの観点から、防衛に資する産業基盤の保持及び

ものは国家と軍事産業です。
つまり軍事産業を育成するということ。守られる

れてきたが、それを全部捨てるということ。あとはの条があることで、9条に沿った形で法規範が作らう行われなければならない。(後略)」の条があることで、9条に沿った形で法規範が作らる場合の平和と安全を確保するとの目的に資するより、武器及びその技術等の輸出入は、我が国及び国

国家安全保障基本法の制定を、石破は時代が変わる。安全保障基本法要綱試案」というのがある。内容に「安全保障基本法について」という報告書の中に、「安全保障基本法について」という報告書の中に、国家安全保障基本法の制定を、石破は時代が変わ

ったのか国民もわかっていない。どんなひどいことったのか国民もわかっていない。どんなひどいことる。帰国した兵士の中で社会に適応できなくなった人だちがたくさんいる、そういう社会にしてしまっていいですか、ということが問われています。イギリスは今回シリアの軍事介入に対して議会が反対した。ちゃんとイラク戦争についてどんなものだはやっていない。イラク戦争についてとんなものだはやっていない。イラクでは65万人の市民が殺されたといわれ、イラクでは65万人の市民が殺されたといわれ、

問われている。に伝えること、そこに自衛隊を出すのか、そこが今がやられたのか知らなさすぎる。今の戦争をリアル

が出ている。まっとうな発言です。
な手続きをするのに憲法だけ政府が勝手に変えるのな手続きをするのに憲法だけ政府が勝手に変えるのな憲に賛成な憲法学者からも、ほかの法律は適正のではなくて立憲主義の観点か

するように根を作っておくといいと思います。ところで反対をしていって、いざとなった時に結集い。上程をさせないという運動をする。いろいろないくことは可能だ。独裁国家になってしまいかねないれまでの平和憲法を守り活かす運動だけではなこれまでの平和憲法を守り活かす運動だけではな

軍事法廷ができるかどうかだ。

 湯浅さんのお話は、私たちが小牧基地にこだわり 湯浅さんのお話は、私たちが小牧基地にこだわり 湯浅さんのお話は、私たちが小牧基地にこだわり

(要約はネットの事務局で行いました。)

※1抗堪性

撃に耐えてその機能を維持する能力。航空基地やレーダーサイトなどの軍事施設が、敵の攻